

# 千葉県耐震判定協議会規約(抜粋)

(名称)

第1条 本会は、千葉県耐震判定協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、千葉県千葉市中央区中央4-8-5に置く。

(目的)

第3条 本会は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画の判定等に関する業務を行うことにより、建築物の耐震性の向上に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、次の団体を以って構成する。

- 一 一般社団法人 千葉県建築士会
- 二 公益社団法人 日本建築家協会 関東甲信越支部 千葉地域会 (JIA 千葉)
- 三 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部 千葉地域会 (JSCA 千葉)

(業務)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 既存建築物の耐震診断及び耐震改修計画の判定業務
- 二 構造計算適合性判定に係る業務
- 三 建築物の耐震性向上に資する啓発に係る業務
- 四 その他、会の目的を達成するために必要な業務

(判定委員会)

第6条 本会は、第5条の業務を遂行するため、判定委員会を設置する。

2 判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て細則で定める。

(第7条～第20条：省略)

(施行期日)

第21条 この規約は平成 8年 7月10日から施行する。

.....

..... (省略) .....

.....

この規約は平成29年 3月 9日から施行する。